

## 藤沢市運賃協議会設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について協議を行うために設置する協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 市長は、前条に規定する協議のために必要があると認めるときは、路線等ごとに、藤沢市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。ただし、市長がその必要があると認めるときは、1の協議会に複数の路線等の協議をさせることができる。

## (協議事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための路線等に係る運賃等
- (2) その他協議会が必要と認める事項

## (構成)

第4条 協議会は、委員5人以内で構成する。

## (委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。ただし、協議事項の内容に応じて(2)(4)の委員は、都度変更するものとする。

- (1) 都市計画課長
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 関東運輸局長又はその指名する者
- (4) 関係住民の意見を代表する者

## (任期)

第6条 委員の任期は、2年を超えない期間とする。ただし、再任を妨げない。  
2 前項の規定にかかわらず補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (会長等)

第7条 協議会に、会長を置き、都市計画課長を任命した委員をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第8条 協議会は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

4 同条第2項の規定に関わらず、会長は、特に必要があると認める場合は、協議会を書面により開催することができる。この場合における前項の規定の適用については、前項中「出席委員」とあるのは「委員」とする。

5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、計画建築部都市計画課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

# 藤沢市運賃協議会設置要綱の制定について

## 1. 目的

道路運送法第9条第4項に規定する路線バス等の運賃及び料金について、協議を行うため、藤沢市運賃協議会設置要綱を制定するもの。

## 2. 道路運送法第9条第4項の協議会（運賃協議会）

表1のとおり、従来、地域公共交通会議で協議していた協議運賃について、2023年10月1日に道路運送法が改正され、新たに設置された。

表1：道路運送法の改正の概要（国土交通省）

改正後の地域公共交通会議		国土交通省	
	→		
<b>地域公共交通会議</b>		<b>地域公共交通会議</b>	
根拠	道路運送法施行規則 (第9条の3)	根拠	道路運送法施行規則 (第4条の2)
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域)</li> <li>運賃・料金等に関する事項</li> <li>自家用有償旅客運送の必要性、 交通事業者による困難性</li> <li>旅客から収受する対価に関する 事項 等</li> </ul>	主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域)</li> <li>自家用有償旅客運送の必要性、 交通事業者による困難性</li> <li>旅客から収受する対価に関する 事項 等</li> </ul>
対象	バス、タクシー、自家用有償旅客 運送	対象	変更なし
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村又は都道府県</li> <li>一般旅客自動車運送事業者及びその 相續する団体</li> <li>住民又は旅客</li> <li>運輸局</li> <li>事業者の運転者組織</li> <li>道路管理者</li> <li>都道府県警察</li> <li>学識経験者その他地域公共交通会議の 運営上必要と認められる者</li> </ul>	<b>法第9条第4項の協議会 (協議運賃)</b>	
		根拠	道路運送法(第9条第4項)
		協議事項	運賃・料金等に関する事項
		対象	一般乗合旅客運送
		構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村又は都道府県</li> <li>運賃等を定めようとする一般乗合旅客 自動車運送事業者</li> <li>運輸局</li> <li>関係住民の意見を代表する者として指 名する者</li> </ul>

### 3. 運賃協議会の設置

表2のとおり、法令上、運賃協議会の主宰は定められていないが、「藤沢市天神町におけるオンデマンドバス実証実験」など、藤沢市地域公共交通会議で協議した案件のうち、乗合バスの運賃等（＝公共料金）に関する内容は、市が交通施策を検討する上で、重要な要素の一つであるため、市が主宰となり、藤沢市運賃協議会を設置したものの。

表2：各種会議体の比較（国土交通省）

国土交通省

**【参考】改正後の各種会議体の比較(令和5年10月1日施行)**

	法定協議会	地域公共交通会議	運営協議会	法第9条第4項の協議会	地域協議会
根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）	道路運送法施行規則（第4条の2）		道路運送法（第9条第4項）	道路運送法施行規則（第15条の4第2項）
主宰	市町村（複数可）又は都道府県	市町村（複数可）又は都道府県		—	都道府県
主な協議事項	・地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項 ・道路運送法の各種特例（右の地域公共交通会議、運営協議会と同じ）	・乗合旅客運送の様態（路線定期・不定期、区域） ・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関する事項 等  ※特定非営利活動法人等（申請者）に意見を聴取	←地域公共交通会議へ統合  ※ただし、経過措置により現に存する改正前の道路運送法施行規則第51条の7第1号に規定する運営協議会は、改正後の道路運送法施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議とみなされる。	・運賃・料金等に関する事項	・地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくり ・具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の作成  ※特例は路線の休止のみ
対象	多様な交通モード	バス、タクシー、自家用有償旅客運送		一般乗合旅客運送	特に定めない
構成員	主宰者（市町村又は都道府県） 公共交通事業者・道路管理者・港湾管理者その他事業を実施すると見込まれる者 公安委員会、利用者、学識経験者その他地方公共団体が認める者  ※道路運送法の特例を受けるためには、地域公共交通会議の構成員を満す必要がある	主宰者（市町村又は都道府県） 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 住民又は旅客 運輸局 事業者の運転者組織 道路管理者 都道府県警察 学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者  ※現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等		市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者  ※市町村又は都道府県は、協議するときは、あらかじめ、協議会の関係等関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる	少なくとも都道府県、関係市町村、運輸局、関係旅客自動車運送事業者  ※分科会等を地域ごとに組織することも可